

成蹊大学法学部早期卒業に関する内規

制 定 2010年1月21日
法学部教授会
最新改正 2015年6月11日

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学法学部規則第8条第2項の規定に基づき、成蹊大学法学部に3年以上4年未満の期間在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を除く。）に対する卒業（以下「早期卒業」という。）を認定することに関し必要な事項を定める。

(早期卒業の要件)

第2条 早期卒業の認定を受けることができる者（法律学科においては、LE選抜コースに所属する者に限る。）は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 3年次終了時において、本人が早期卒業を希望しており、かつ、大学院への進学が決定されていること。
- (2) 3年次終了時において、卒業に必要な修得単位数をすべて修得していること（政治学科においては、当該修得単位の中にはPSE科目のうちから4単位以上が含まれていなければならない。）。この場合において、修得単位の中には、4年次配当の演習科目、LE科目及びPSE科目のうちから4単位以上が含まれていなければならない。
- (3) 3年次終了時において、通算のGPAが3.50以上であること。
- (4) 3年次を通じて、所属する学科の学科主任から定期的に指導を受けていること。
- (5) 3年次終了時に行われる早期卒業試験において、所定の成績を修めること。

(早期卒業希望登録及び早期卒業候補者の決定)

第3条 早期卒業を希望する者は、2年次終了時まで、早期卒業希望登録を行わなければならない。

2 早期卒業希望登録を行った者が、2年次終了時において、以下に掲げるすべての要件を満たす場合には、当該登録を行った者を早期卒業候補者とする。

- (1) 卒業に必要な修得単位数の合計が84単位以上であること。
- (2) 通算のGPAが3.40以上であること。
- (3) 2年次に演習科目を4単位以上履修し、演習科目担当教員及び所属する学科の学科主任から早期卒業希望登録について承認を得ていること。
- (4) 2年次終了時まで、基幹科目を44単位以上修得していること。

(早期卒業希望の取消し)

第4条 早期卒業希望登録を行った者又は早期卒業候補者が、早期卒業を希望しなくなった場合には、速やかに届け出なければならない。

(早期卒業の時期)

第5条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、法学部教務委員会及び教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (略)